

湯河原町インターネット公有財産売却 ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人にあつては、公告日現在、湯河原町指名停止等措置基準（平成23年湯河原町訓令第10号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 参加する者が個人にあつては、その者が、湯河原町暴力団排除条例（平成23年湯河原町条例第13号。以下「町暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 町暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 湯河原町が定める本ガイドライン及び湯河原町契約規則（昭和39年湯河原町規則第13号）並びに紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるKSI官公庁オークションに関連する規約及び各種のガイドライン内容を承諾し、遵守することができる者。
- (8) 一般競争入札にかかわる物品に関する事務に従事する湯河原町職員でないこと。
- (9) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合には、これらの資格を有しているものであること。
- (10) 日本国内に住所、連絡先がいずれもあり、年齢が20歳以上であること。
- (11) 本ガイドラインにより、あらかじめ一般競争入札への参加の申込みをした者であること。

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定に基づき湯河原町が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間湯河原町の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以

下「売却システム」という。)上の公有財産売却の物件詳細画面や湯河原町において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、公有財産売却に参加してください。また、入札前に湯河原町が実施する下見会において、売払物件を確認してください。

- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

イ 参加申込み(本申込み)

仮申込みを行った後、湯河原町のホームページより①「公有財産売却一般競争入札参加申込書(動産・自動車)」または、「公有財産売却一般競争入札参加申込書(不動産)」(以下、「申込書」という。)を印刷し必要事項を記入・押印後、参加される方の身分を証明するため、②住民票の写し(世帯の一部)又は商業法人登記事項証明書(法人の場合)、③暴力団などに該当しないことの誓約書及び同意書(別紙1)を湯河原町に持参か書留又は配達記録で郵送(申込締切日の消印有効)してください。

ただし、入札保証金なしの動産については、参加申込み手続きは不要です。

自動車及び不動産を申し込みの場合は、上記書類の他に、印鑑登録証明書または印鑑証明書(法人の場合)を添付してください。

- (6) 公有財産売却においては、特定の物件(売却区分)の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に、湯河原町の責に帰すことができない事由により滅失及び毀損などが生じた場合、湯河原町に対して契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。
- (2) 落札者が売払代金の残金を納付し、湯河原町が納付の確認をした時点で、所有権は落札者に移転します。
- (3) 売払代金の納付確認(確認に5開庁日程度要することがあります)ができた後に、譲渡証明書などを渡しますので自動車登録手続きなどを落札者自身で行ってください。
- (4) 落札物件が自動車など動産である場合、湯河原町は、公有財産の引渡しを売払代金納付時の現状のままで行います。

4 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、次のすべてに同意するものとします。
- ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業法人登記事項証明書に登記されている所在地、名称、

代表者氏名など)を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報及び KSI 官公庁オークションのログイン ID (以下「ログイン ID」という。)に登録されているメールアドレスを湯河原町に開示され、かつ湯河原町がこれらの情報を湯河原町行政文書管理規定(平成 13 年湯河原町訓令第 7 号)に基づき、5 年間保管すること。湯河原町から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ 湯河原町は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査などを行うことを目的として利用します。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が公的機関発行の証明等の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転を行うことができません。

第 2 公有財産売却の参加申し込み及び入札保証金の納付について

1 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業法人登記事項証明書に登録されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録してください。法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人名で**ログイン ID**を取得する必要があります。

代理人により入札参加する場合の委任状の送付について、原則として、期日までに湯河原町が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

2 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金額です。入札保証金は、湯河原町が売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに予定価格(最低落札価格)の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、湯河原町が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。

入札保証金には利息を付しません。

原則として、入札開始 2 開庁日までに湯河原町が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

動産及び自動車の場合、入札保証金を納付するには、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。

また、参加者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保

証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

なお、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

不動産の場合、下記クレジットカードの他、銀行振込でも納付することができます。

V I S A、マスターカード、J C B、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります)

法人で公有財産売却に参加する場合、法人名で取得したログイン ID で公有財産売却の参加申込みを行います。当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

不動産の場合、提出された申込書について、町で必要事項の記入漏れや添付書類の不足がないかを確認した後、振込先である金融機関の口座を電子メールで連絡いたしますので、振込をお願いします。なお、振込手数料は申込者の負担となります。振込み後は速やかに申込者名と振込者名、いつどこ金融機関から振込みをされたか連絡をください。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込書が納付した入札保証金は、当該参加申込者が落札者となった場合において、契約締結期限までに湯河原町の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、依頼書に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。

第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

湯河原町は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、湯河原町は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最低価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 湯河原町から落札者への連絡

落札者には、湯河原町から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

湯河原町が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、湯河原町が落札者による売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

当該電子メールに表示されている整理番号は、湯河原町に連絡する際や書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取消し

落札者決定後に入札不適合者と判明した場合、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は、落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は、原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

湯河原町は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には、湯河原町より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印後、湯河原町が設定する契約締結期限までに次の書類を湯河原町に持参か、書留または配達記録で郵送してください。

ア 必要な書類

(ア)落札者が個人の場合は住民票の写し（世帯の一部）又は商業法人登記事項証明書（法人の場合）を添付してください。（いずれも、おおむね3ヶ月以内の発行のもの）

(イ)湯河原町が契約書などを送付する際に、別途指示する書類が必要となります。

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 落札者決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合及び落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で20歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定を取り消します。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

4 売払代金の残金について

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限

落札者は、期限までに湯河原町が納付を確認できるように売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付され、湯河原町が確認した時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金（売払に充当された入札保証金）を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに湯河原町が納付を確認できることが必要です。

ア 湯河原町が指定する銀行口座への振込みによる納付

イ 湯河原町に現金を持参して納付

納付できる日時は、町役場開庁日午前9時から午後5時までですが、最終日は、午後3時とします。また、クレジットカードによる売払代金の納付は、できません。

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後、クレジットカードからの引き落としを行いません。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者のクレジットカードの引き落とし時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

銀行振込により納付された入札保証金を返還する場合、「入札保証金返還請求書兼口座振

替依頼書」で指定する銀行口座への振込となります。公有財産売却の参加者名義の口座のみ指定可能です。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転及び引き渡しについて

湯河原町は、落札後、落札者と契約を交わします。

契約の際には、湯河原町より契約書を送付しますので、落札者は、必要事項を記入・押印後、湯河原町に持参か、書留または配達記録で郵送してください。

また、その他必要書類があれば、別途ご案内します。

引渡しは、売払代金納付時の現状のまま、湯河原町が指定する場所において直接引き渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応をお願いします。

1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2 権利移転の手続きについて

自動車の場合には、湯河原町のホームページより「公有財産(自動車)移転登録等請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印後、売払代金の残金納付期限までに湯河原町へ提出してください。

なお、必要に応じて次の書類を湯河原町に提出していただくこともあります。

登録後の自動車検査証の写し

解体を証明する証明書の写し

引渡しに際して誓約書などの書類

不動産の場合には、湯河原町のホームページより「所有権移転登録請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印後、売払代金の残金納付期限までに湯河原町へ提出してください。

売払代金の残金納付、落札者の署名・押印した所定の書類等確認後、不動産の所有権移転登記を行います。法務局へ囑託する所有権移転登記の登録免許税を納付したことを証する領収証書または収入印紙を湯河原町にお持ちください。所有権移転登記完了後、完了の書類をお渡しします。受領に関する書面を提出していただきます。

3 注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は、落札者に移転します。したがって、契約締結後に、湯河原町の責に帰すことができない事由により滅失及び毀損などが生じた場合、湯河原町に対して契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできません。

なお、売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(2) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

(3) 公有財産に隠れた瑕疵があることを発見しても、契約後において売払代金の減額もし

くは損害賠償の請求または契約の解除をすることはできません。

(4) 湯河原町は、自動車については、権利移転後の公有財産の送付は一切行いません。落札者の責において湯河原町が指定する場所から引取りを行ってください。

(5) 引渡しを受けたときに、公有財産受領書を湯河原町に提出してください。

(6) 物件の引渡しについては、現状のままとします。

(7) 一度引き渡された物件は、いかなる理由があっても返品、交換できません。

4 引渡し及び権利移転に伴う費用について

引渡し、自動車の登録及び不動産の所有権移転登記などに伴う費用は、すべて落札者の負担となります。

第5 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、次の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、次の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、次の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

湯河原町が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、湯河原町物件一覧のページ以外のページへの直接リンクはできません。また、売却システム上において、湯河原町が公開している情報（文章、写真、図面など）について、湯河原町に無断で転載、転用することは一切できません。

■インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する KSI 官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関となります。

■クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者及びその代理人（以下「参加者など」という。）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとしてします。